# ニュース・レタ

NEWS LETTER Sep. 2006 <sup>vol.</sup> 42



中国のリサイクル施設(北京にて)

#### CONTENTS

- ② 【環境ホルモン研究の最前線・第2回】戸高 恵美子・環境改善型予防医学の確立を
- る 子どもプロジェクト連続セミナー・第2回「子どものアレルギーが増えている!」
- 3 子どもプロジェクト連続セミナー・第3回「化学物質過敏症から子どもを守れ!」
- ●【日本のアスベスト対策を検証する・第1回】中地 重晴・きちんとした吹き付けアスベスト対策の提案
- № 影本 浩・セミナー「プラスチックごみのここが問題だ!」報告
- 4 礒野 弥生・環境法の今/容り法改正の概要と課題

#### 連載第2回:【環境ホルモン研究の最先端】

# 環境改善型予防医学の確立を

千葉大学環境健康フィールド科学センター助手 戸高恵美子

#### 環境ホルモン問題の急展開と急激な失速

環境ホルモン問題がマスコミなどで取り上げられ 始めたのは1997年初頭頃からでした。環境中の隅々 にまで満ちている微量かつ多種類の化学物質の中に、 動物や人体に取り込まれると内分泌(ホルモン)の 働きを阻害したり乱したりする物質がある、という 報告は、驚きとともにすぐには信じがたいという疑 問を伴って急速に日本社会に広まりました。

しかし、一部マスコミがあまりにセンセーショナ ルに取り上げすぎたため、却って一部産業界からの 反発を買い、研究の現場が混乱するという皮肉な現 象も見られました。その結果、環境ホルモンに対す る関心は急速に失われ、今では研究結果が出ても一 般の人の目に触れることは極端に少なくなりました。

私は、この一連の出来事を、当初は一専門新聞の 記者として実際に取材し、後半は大学の一研究者と して研究し、結果を学会に発表するなどして実体験 してきました。

私が新聞記者から大学医学部の研究者になろうと 思ったのには理由があります。

環境ホルモンの取材をしていると、健康への悪影 響を疑われる物質が次々と調査研究対象として候補 に挙げられていきました。政府・行政は、当初巨額 の予算を付けて因果関係を明らかにしようとしまし たが、大量に暴露することで重篤な症状が出る、た とえば水俣病とかカネミ油症、四日市ぜんそくのよ うな公害、あるいはガンなどのような疾病とは違っ て、微量の化学物質で思春期の早期化や生殖機能の 異変などが起こるという、従来考えられてきた健康 影響とはまったく異なる症状であるため、動物実験 ではなかなか人間における因果関係を明らかにする ことができませんでした。

産業界も同時に大量の実験動物を使って毒性試験 を行いましたが、行政・産業界いずれによる実験で も、ほとんど影響なし、あるいは魚類には認められ るがげっ歯類には認められない、すなわちほ乳類に は認められないと結論づけられました。

しかし、マウスやラットなどのげっ歯類はサルを 使った場合と違って寿命が短く生まれる子供の数も 多いため、確かに数世代への影響が短期間で見やす いというメリットがありますが、子宮や胎盤の構造 が人とは異なるため、このような見極めの難しい現 象を本当にそのまま人にあてはめて「影響はない」 と結論づけていいものか、疑問が残ります。あまり 知られていませんが、げっ歯類の受精卵は90%以上 が出産に至りますが、人の受精卵は4割程度しか出 産に至りません。げっ歯類を使った実験には多くの メリットがある一方で、自ずと限界もあるのです。 現に、1960年代初頭に起こったサリドマイド薬禍事 件では、げっ歯類を使った実験では影響が出ず、霊 長類であるサルを使った実験では手足が短くなる先 天異常が出ました。不幸なことに、現実に人に被害 が広がってから、げっ歯類を使った実験の不備の可 能性が指摘され、サルを使った実験が行われたので す。被害者にとっては、遅きに失した対応でした。

#### 現実にそぐわない現在の対策

また、ある物質に安全性への疑問が生じると、代 替物質が開発されますが、その安全性を本当に信じ

ていいものか、疑問が生じます。プラスチック製品 は割れないし軽いし、いろいろな形に加工できると いうメリットがあるため食品に直接触れる食器や調 理器具などにも多用されていますし、子供用の食器 にも多く使われています。これまではまったく安全 性に疑問を持たれずに長年使用されてきたものに、 食品への成分溶出の問題が出てきました。こう考え てくると、新しい代替物質も、本当に安全と考えて いいのか、わからなくなるのです。

最近、テレビの料理番組で、食品用のラップで簡 単に調理できる方法があると紹介されていました。 油を吸いやすいナスを調理する際に、まず小さく切 ったナスに油をかけてよく混ぜ、それにラップをか けて4分間電子レンジにかけると、ナスに油がまわっ て使用する油の量が結果的に少なくなり、おいしく なるのだそうです。その番組では、「ぜひこの調理法 を覚えてほしい」と視聴者に勧めていました。

しかし、食品ラップは、油に直接触れるようにし て電子レンジにかけてはいけないのです。ラップの 箱にも耐熱温度は120℃程度と書いてあります。新聞 記者だった頃、当時の厚生省の、食品の安全性につ いての担当者に、ラップからの成分溶出について尋 ねたところ、「油ものに直接触れるように調理するよ うにはできていない。製品にもそう書いてあるでし ょ」と言われたことを思い出しました。しかし現実 には、その事実は未だに社会には浸透しておらず、 今もテレビで堂々とそのような誤った調理法が紹介 されています。それどころか、誤った使い方をさら に広めようとさえしているのです。

このような使い方をして、ラップの成分が油に溶 け出し食品に混ざって人がそれを食べ、何らかの影 響が出たとしても、メーカーは、「そのような使い方 をしないようにと箱にも書いてある」と、免責され るでしょう。

これらの事実は、身近な化学物質と健康影響との 因果関係を動物実験で明らかにし、結果が「黒」と

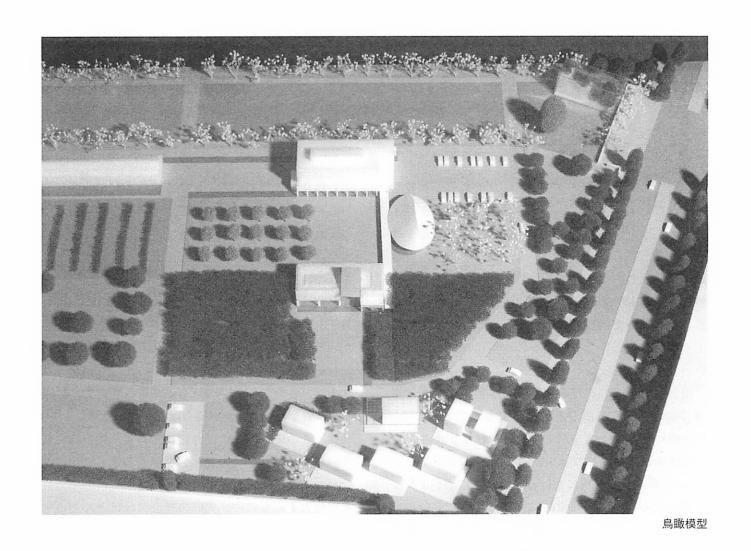
出た場合には対処する、という現在の化学物質対策 の限界を如実に物語っています。莫大な費用と多く の実験動物の命と長大な時間をかけて一つの物質の 安全性を明らかにしようとしても、環境ホルモンの ような性質の場合にはほとんど不可能です。さらに、 代替物質が次々に出ていることを考えると、数百、 数千、数万の物質の安全性を明らかにするにはいっ たいどのくらいの費用と動物の命と時間が必要なの でしょうか。

また、安全だと結論づけられても、使用方法によ っては安全とは言えない場合はどうなるのでしょう。 私は、このように一つ一つの物質の安全性を取材し ていることにある種の空しさを感じるようになりま した。また、研究者が学会や大学、研究所の中で成 果を発表するものの、実際の社会にはほとんど成果 が生かされていないように見えるのにも失望しまし た。現在のような対応の仕方ではなく、もっと根本 的な対策はないものか、と考え、社会医学的なアプ ローチを研究したいと思い、千葉大学大学院医学研 究院を訪ねました。

#### へその緒が教えてくれる胎児汚染

私たちのグループは、出産の際、新生児のへその 緒を提供してもらい、中に含まれる化学物質を数種 類、ターゲットを絞って検出し、濃度を測定してき ました。これまでに500組以上の母児を対象に調べて きましたが、ダイオキシンやPCB類、DDTやその代 謝物は例外なくすべての母児から検出されています。 これらは蓄積性があることから検出しやすく、既に 使用されていないにもかかわらず測定対象としてい ます。

実際は、蓄積性は低いものの健康への悪影響が考 えられる物質で、現在も使用されている物質が数多 くあります。しかし、測定法が確立されていないも のは測定することができませんので、もっともっと 数多くの化学物質が入っていることがわかっていて



も、測定対象にできる化学物質は非常に少ないので す。ここでも、できることと現状との間には大きな 隔たりがあります。

このような中で、成人に比べて感受性の高い小児 や新生児、胎児を守るには、従来の対策の根本的な 見直しが必要です。すなわち、よりマクロな視点か らの対策です。私たちが提唱しているのは、「環境改 善型予防医学」の確立です。

この予防医学には、三つの段階があります。まず、 妊娠可能な年齢の女性を対象に、血液検査を実施し ます。血中のPCB濃度は、ダイオキシン類やそのほ かの有機塩素系蓄積性物質や、水銀の濃度と相関が あることがわかってきました。また、血中PCB濃度 は、簡易型ですと数万円で測定することができるの で、PCBの濃度が分かれば、ある程度他の蓄積性の 化学物質の濃度も推定することができます。将来、 もし非蓄積性の物質についても簡易に測定できる方 法が確立されれば、そのような物質も対象にします。

血液検査の結果、比較的高いと判明した人は、一

つには生活習慣病の予防医学における「介入」のよ うに、食事指導や生活改善で体内に化学物質を取り 込む量を減らします。また、もう一つの方法は極端 に濃度が高い場合に限りますが、高脂血症(コレス テロールの高い症状) の薬剤を使って、治療的に体 内濃度を下げる方法があります。この方法は、濃度 が高ければ高いほど下げられる率が高くなります。 最近の新聞報道によりますと、この方法で九州のカ ネミ油症事件の患者さんたちの体内ダイオキシン濃 度を下げる取り組みが始まるそうです。

一方、濃度が低くても、環境教育やリスクコミュ ニケーションによって、不必要な化学物質にはなる べく暴露しないように生活に注意を促すことができ ます。

#### ケミレスタウンプロジェクトで環境改善型予 防医学実践へ

化学物質濃度が高い母親から生まれた場合には当 然胎児にそれらがへその緒を通して入っていきます

ので、その結果、何らかの健康への悪影響が生じる 可能性があります。それは、命が失われるような重 篤な影響ではないかもしれません。アレルギーが増 える程度のものかもしれません。しかし、現在小学 生の3割から4割がなんらかのアレルギー症状を持っ ていること、過去30年程度でアレルギーが急増した ことは、環境からの影響を受けたと考えるのが妥当 です。もちろん化学物質だけが問題ではありません。 さまざまな原因が考えられます。

しかし、原因の何割かは、それまで人類が経験し たことない多種類の化学物質暴露であるかもしれま せん。上記のような方法によって、妊娠可能な年齢 の女性たちの体内濃度が下がれば、これから生まれ てくる赤ちゃんの体内濃度も下がり、将来の世代が より健康を楽しめる割合が増えてくることが期待さ れます。

2003年、厚生労働省は、妊婦は水銀濃度の高い数 種類の魚を食べる量を減らすようにと注意を勧告し ました。しかし、本当は妊娠がわかってからではな く、妊娠前に濃度を下げておく、あるいは上げない ようにする配慮が必要なのです。

私たちは、なんとか環境を改善することで将来の 世代がより健康に生きられる社会を作れないかと考 え、「ケミレスタウンプロジェクト」を開始しました。 研究室から出て、成果をいよいよ社会に生かすステ ップに入ったわけです。「環境改善型予防医学」の実 践です。このプロジェクトは、千葉大学の柏の葉キ ャンパス (千葉県柏市) の敷地内に、シックハウス 対応型の戸建て住宅5棟と、集合住宅を建設するほか、 環境医学診療科の入る研究棟などを建設するもので す。化学物質による健康影響はさまざまなものが考 えられていますが、当面は対策が取りやすい「シッ クハウス」を対象にすることにしました。

この住宅に、シックハウスを疑われる小児とその 家族に短期間滞在してもらい、症状の改善を図りま す。もしこれらに滞在することで症状が改善されれ ば、原因が現在の住居にあることが明らかになりま す。さらに、同意を得て、脈拍、血圧、その他シッ クハウス症候群に関連するデータを集める予定です。

当然ですが、現代人にとって、化学物質はなくて はならないものです。日本が世界でもトップクラス の新生児死亡率の低さと、長寿を誇っているのは、 広い意味で化学物質の発展のおかげといっても過言 ではありません。しかし、あまりに多くの、実際に は不要な化学物質に囲まれてしまっているのもまた 事実です。

5年間のプロジェクトで、可能な限り多くのデー タを集め、今後のシックハウス対応に生かします。 また、将来的にはこのプロジェクトを「エコタウン 形成プロジェクト」として発展させ、環境も健康も 持続可能な社会のモデルタウンをここに作っていく 計画です。

もちろん、このような理想郷を大学の中だけにつ くるのでは意味がありません。今、日本各地で街の 再生が取り組まれています。その街の再生の際に、 ケミレスタウンプロジェクトでの成果を生かしてい ただければ幸いです。全国どこにいても、不必要な 化学物質に暴露されることの少ない家、あるいは地 域に住むことを選択できる社会を実現することが、 私たちの目標です。

### 子どもプロジェクト 連続セミナー② 「子どものアレルギーが増えている!」

~子どもたちが健康で幸せに生きていける環境を守り創るために~

講師:角田和彦氏(かくたこども&アレルギークリニック院長)/赤城智美氏(「アトピッ子地球の子ネットワーク」代表)





最近アレルギーを持った子どもが増えたと感じる人 が多いのではないでしょうか。実際、厚生労働省が平 成15年に行った保健福祉動向調査では、皮膚、呼吸器 及び目鼻のいずれかの症状があったのが、0歳から4 歳で37.3%、5歳から9歳で42.7%にものぼりました。 これほど多くの子ども達がアレルギーに罹ってしまっ ている状況で私たちはどう対処すればいいのでしょう か。

#### ●環境の悪化からみた子どものアレルギー (角田和彦氏)

かくたこども&アレルギークリニックは、アレルギ ー、化学物質に敏感な小児、化学物質過敏症の人の治 療を目的とした病院です。その院長をされている角田 和彦氏は、アレルギーの原因に有害化学物質やダイオ キシンの影響があることを指摘され、そのような視点 から治療を続けてこられました。

「アレルギーはなくすな。アレルギーを持っていな さい。| と角田氏は言います。アレルギー反応は生体 防御反応です。例えば、卵を食べると吐いてしまうよ うな子どもは、自分で「卵が自分に適した食品でない」 ことがわかっているのです。それを親が卵は健康にい いと思い込んで無理に食べさせてしまっているので す。大事なことはアレルギーを起こしているものは何 かに注意することです。何を除いたらよくなるかを知

り、原因物質を除去し、他の食品に替えるだけで、症 状は治ってしまうのです。

何がアレルギーを起こしているかという原因はまだ 科学的に解明されていませんが、その一因にダイオキ シンや化学物質が影響していると角田氏は指摘しま す。化学物質が免疫力を低下させ、低下した免疫力を 補うためにアレルギー反応が強く起こって生体防衛を していると考えられるからです。

そもそもアレルギー反応とは、異物が体内に入って きた時に自分の体にとって有害な物質を見つけ出し排 除する働きで、赤ちゃんをある一定期間は胎内で育て る哺乳類だけが持っている生体防御反応です。しかし、 化学物質・ダイオキシンの影響によって免疫力が低下 すると、正常なアレルギー反応が暴走し、アレルギー 疾患を起こしてしまうと考えられます。免疫力を低下 させる化学物質は、有機リン系、有機塩素系などの室 内化学物質、輸入小麦のポストハーベスト、ダイオキ シン、PCBなど数多くあげられます。

性ホルモン、特に牛乳中のプロゲストロンもアレル ギーを起こすおそれがあるそうです。また、油脂の摂 取に関しても注意が必要です。トランス脂肪酸は、細 胞膜の構造を変化させ、心臓疾患や糖尿病、認知症、 アレルギー疾患、神経症状を悪化させ、子どもの発達 に影響するおそれがあります。マーガリンなどの加工 油脂、油脂を含む食品、高温で抽出された植物油脂は 避けて、圧搾絞りで生産された農薬汚染が少ない油脂 (グレープシードなど)を使うべきだということです。

では、具体的な解決策はどうすればいいのでしょう か。角田氏は、「日本という土地・生活環境に適した 食べ方・暮らし方をつくり出すことが、環境からみた アレルギーの治療法だ」と言います。アレルギーの原 因物質は、卵、牛乳、小麦(特に、パンに使われるグ ルテンが多い強力粉、輸入小麦のため有機リン殺虫剤 汚染がある)が多くなっていますが、これらは元々の 日本の伝統的な食生活とは異なり、日本人の体質には 合わない食品です。また、最近では魚や果物(バナナ、 キウイなど)でもアレルギー反応を起こす人が増えて います。海洋汚染により魚の汚染がひどくなり、果物 が農薬漬けになっているためだと考えられます。アレ ルギー予防には、米、野菜たっぷりの味噌汁、漬物と お浸し、少量の季節の果物、野菜の煮物、汚染が少な い肉や魚を食べることが大切です。さらに気をつける こととして、①免疫を低下させ神経を過剰興奮させる 有害化学物質で汚染された食品を避けること、②女性 ホルモン作用をもつ食品を避けること、③リノール酸、 トランス脂肪酸、硬化油脂(食用加工油脂)の摂取を 減らすこと、④食物繊維・ビタミン類・抗酸化物質を 多く食べることを教えていただきました。つまり、私 達日本人がずっと食べ続けてきた和食がアレルギー予 防の基本なのです。(さらに詳しく知りたい方はこち らのホームページをご覧下さい。

http://homepage2.nifty.com/smark/)

#### ● 暮らしの中のアレルギー対策(赤城智美氏)

アトピッ子地球の子ネットワーク(以下、アトピッ 子)は、アトピーやアレルギー性疾患をもつ患者とそ の家族の支援を目的としているNPOです。「まず暮 らしありき」という視点から個人の生活に適したアド バイスを、電話相談などを通して行なっています。

アトピッ子には、年間700~800件もの電話相談が寄 せられ、2004年には化学物質に関する事例が38件、そ の中に江東区元加賀小学校の児童からの相談が3件あ りました。江東区元加賀小学校では、03年の夏休みに 建物の内装工事をしたことから児童が体調不良を訴 え、全校児童が他の小学校に一時的に避難したという 事件がありました。アトピッ子は05年に被害児童とそ の親に対してアンケート調査と重心動揺調査を実施し

ました。回答数は135人(全校生徒の3分の1)でし た。その結果、発生後2年経ってもアレルギーや鼻血、 頭痛などなんらかの症状を訴える児童が48%いること が判りました。また、体調変化に加えて、家庭の室内 環境や生活実態についてもアンケートをしたところ、 室内でエアコン、防虫剤、芳香剤などを使っている家 庭が多く、食品には注意をしていても、室内環境に対 する環境改善には意識が薄いことがわかりました。夏 に冷房のためエアコンを使っていると汗をかけない体 質になってしまいます。室内環境の改善も重要なポイ ントです。

また、治療のために定期的に薬を飲んでいるという 子どもが体調変化を訴える数が多いこともわかりまし た。アトピッ子の相談事例では、あるぜん息の児童が、 化学物質過敏の症状を呈したとき、ぜん息治療薬の服 用を止めたところ化学物質過敏症の症状が緩和された ということがありました。こういった事例は複数あり、 化学物質が身体の許容量を超えて影響を与えていると き、治療薬までもが「許容量をあふれさせる化学物質 のひとつ」と考えなければならないことを示唆してい ると思います。

さらに、アトピッ子の電話相談を通して、大豆油が原 因でアレルギーを起こす割合が小麦を原因とするもの とほぼ同じだとわかりました。この事実は厚生労働省 のモニタリング調査からはわかっていません。油に対 しては注意していない人が多いことが危惧されます。

最後に、赤城氏から、アレルギー予防のために、① 睡眠時間を見直して子どもが回復する力をもてるよう にすること、②時代にあった食生活・ビタミン・ミネ ラル補強をすること、③自治体の農薬散布など地域に も目を向けること、④家庭の室内環境と学校生活を再 点検すること、⑤外遊び・散歩をすること、⑥自律神 経を刺激する工夫をすることを大切にしてくださいと のアドバイスをいただきました。(アトピッ子のホー ムページはこちらです。http://www.atopicco.org/)

角田氏と赤城氏のお話で共通する点は、アレルギー は日々の食生活と生活環境を改善することで予防・治 療ができるのだということです。日頃の何気ない生活 習慣が実は自分や家族の免疫力を弱めているかもしれ ません。アレルギー予防・治療という観点から日常の 生活をもう一度見直してみましょう。

(子どもプロジェクトチーム・粟谷しのぶ)

# 子どもプロジェクト 連続セミナー③

### 「化学物質過敏症から子どもを守れ!」

~子どもたちが健康で幸せに生きていける環境を守り創るために~

講師:古川俊治氏 (慶応義塾大学教授) / 青山和子氏 (環境健康学トランスレーター)





#### ●医師として、弁護士としての専門家のお話 (古川俊治氏)

#### 1 化学物質による疾患の概念

現在、化学物質過敏症(Chemical Sensitivity。以下、 CS)といわれる病態は、狭義のいわゆるシックハ ウス症候群と、多種化学物質過敏症(Multiple Chemical Sensitivity。以下、MCS)の二つに大別さ れています(ただし、狭義のシックハウス症候群か らMCSに進行することは多いです)。

狭義のシックハウス症候群とは、主として建材に 含まれる特定化学物質への慢性曝露を原因として、 一定耐用量(閾値)を超える特定化学物質に再接触 することにより発症する症状を指し、発生の機序に ついても一応の定説があります(個々人の肝臓の解 個人差があることも説明できます)。

これに対して、MCSは、特定または多種の化学 物質への急性または慢性暴露を原因として、低濃度 の多種の化学物質に再接触することによって発症す る症状を指します。ひとたび暴露すると、多種のし かもわずかな化学物質との再接触でも発症するため、 被害は深刻となります。病態に関する科学的根拠は いまだ不十分で、発生機序は仮説段階です(アレル ゲンは、特定の受容体にしかつかないため、アレル ギーのような機序では説明がつかない)。そのため、 狭義のシックハウスは、一定程度疾患として認めら れているものの、MCSは、疾患概念としては認め られていないのが現状です。しかし、現象としては、 「switch 現象 (時間経過とともに症状が変化)」 「spreading現象 (症状の拡大)」「両極現象 (汚染化学 物質からの離脱時にも症状が出現)」が認められ、ま た、一般に化学物質の臭気に対する過敏性も認めら れます(大脳辺縁系異常ではないかとの仮説があり ます)。

なお、臨床検査としては、①電子瞳孔径検査、② 眼球運動、③コントラスト検査等が、治療法として は、原因物質からの隔離、生活指導や軽い運動ビタ ミンの投与による身体状況の改善と有害物質の排出 が考えられています。

#### 2 化学物質過敏症訴訟における証明

#### ---訴訟上の問題点

被害者が住宅販売業者に対して不法行為責任を問 うケースが多いそうですが、主な争点は以下の4つ

まず、症状の存在については、一般的に肯定され るようです。

他方、因果関係については、証明が困難な場合が 多いようです。1で述べてきたように、СSの医学 的解明が十分でないため、疾患とみることがいまだ 否定的に評価されるからです。近年の裁判例では、 必ずしも医学的な証明を要求せず、証明の困難性は かなり緩和されています (横浜地判H10.2.25判時 1642号117頁、札幌地判H14.12.27)が、MCSの場 合、患者が多種類の化学物質に暴露されて発症して おり、それらの多くの毒性は不明で、原因物質を特 定することが難しいため、やはり因果関係の証明に は困難が伴うようです。

次に、過失については、予見可能性や結果回避可 能性が必要ですが、狭義のシックハウス症候群につ いて、特に建材については、過失を認める社会的背 景が整ってきているようです。他方、MCSの場合、 先に述べたように、原因物質を特定することが難し い場合が少なくなく、過失を認めるには困難が伴う ようです。

損害については、当面現存している症状(検査費 用や慰謝料等)については損害と認めるものの、長 期間の慢性的病態である「化学物質過敏症」につい て(長期にわたる入院・治療費、逸失利益等)は、 認められてきてはいないようです。MCSについて は、保険の適用も認められておらず、高額な医療費 の自費負担を迫られることからも、被害者救済の点 で極めて問題があるといえると思います。

3 最後に、古川氏は、以上の議論を前提として、 薬事関係の規制(製造販売後安全対策、製造物責任 の医薬品への適用に関する平成5年の中央薬事審議 会部会報告書、医薬品副作用被害救済制度)の考え 方の利用を考えるべきではないかと提言されており ました。

#### ●専門的なお話から、体験としてのお話へ (青山和子氏)

1 まず、お話しいただいたのは、青山氏のCS発症 の経緯です(人によって経緯、症状は異なるので、 あくまで青山氏個人についてのお話しであることに 留意して下さい)。

発症は、ある日突然訪れるそうです。そして次か ら次へとにおいに対する過敏症の症状が現れたので すが、実は、子どもの頃から下地はあったとのこと です(人ごみの中で気持ち悪くなる経験。おそらく衣 服についた防虫剤)。人によっては、いつの頃から発 症したか分からないとおっしゃる方も多いそうです。

次に、症状ですが、どこか一箇所なんてことはあ

りえず、全身に症状が出るそうです。特にやっかい なのが精神面に起こる症状で、話しをしていて途中 で自分がなにを言っているか分からなくなり、3カ 月ほどは家事もなにも出来なくなってしまったそう

2 では、一度CSになったら、もう治らないので しょうか? 青山氏は、大抵の方は、普通の社会生 活に対応できるようになるといいます。しかし、そ のためには、逃げてはダメであるとも。逃げるので はなく、どのように対応するかを身につけなくては なりません。そのための、key wordは7つあります。 ①脱化学物質、②情報収集、③反応原因の理解と分 析、④サポーターは多いほどよい、⑤創意工夫の毎 日、⑥耐性をつける、⑦心の持ち方を学ぶ、です。 このうち特に印象的だったのは、④です。家族の協 力は不可欠だが、ある意味、最大の被害者と言える ので、理解を得るのが難しいそうです。それがスト レスや孤独感につながってしまうそうで、とても難 しい問題だと感じました。

3 子どもに関して特に注目すべきは、CSは特異 体質であろうがなかろうが誰でもなりうるというこ と、それは生活環境が大きな背景にあるということ、 そして、化学物質は、空気より重いものが多く、床 に近いところにただよっているという事実です。大 人と違い、子どもは床に近いところにいるので曝露 の危険が、考えている以上に高く、曝露に対する許 容量も少ないです。しかも、子どもの段階でCSに なると回復が大変難しいそうです(訴えが正確でな いため、うまく対処できないことも一因)。だから、 子どもに対しては、大人以上に配慮しないと、被害 は深刻で大きいといえます。なお、電磁波があふれ ている昨今、電磁波過敏症からCSになることが多 いとの指摘も見逃せません。

最後に、青山氏は、次世代に残す大切なものを3 つ挙げられました。それは「清浄な空気、生命の水、 そして、安全な衣・食・住」。それは人間にとって不 可欠なもの。消費者が望まないと業者は変わりませ ん。不必要な化学処理をしない物を消費者が選び求 めていくことで、業者の行動を変えていく。それが、 将来の世代に責任を持つ、私達大人が「いま」しな ければならないことなのだと、強く感じました。

(子どもプロジェクトチーム・尾谷恒治)

### 日本のアスベスト対策を検証する・第1回 きちんとした吹き付けアスベスト対策の提案

#### 環境監視研究所 中地 重腊

#### ●はじめに

昨年末、政府はアスベスト問題に係る総合対策と して、①隙間のない健康被害者の救済、②今後の被 害を未然防止するための対応、③国民の有する不安 への対応の3本柱を対策とし、年初めに、「石綿によ る健康被害の救済に関する法律(石綿新法)」と関連 法規の改正を「石綿による健康等に係る被害の防止 のための関係法律の整備に関する法律」として一括 提案し、法制化しました。対策の緊急性という点が 重要視されたため、対策の有効性や不十分点につい て、国会で十分な審議もされず、あまりにも、拙速 すぎた感があります。

国土交通省における建築物のアスベスト対策につ いては、成立した一括法案の中で、建築基準法の一 部改正が行われ、政省令の改正内容についてのパブ リックコメントがさみだれ的に求められていますが、 不十分の感をまぬがれません。国民にとって、アス ベストによる生命、環境リスクを軽減していくため に、総合的な対策を講じる必要があります。そうい った観点から、必要なアスベスト対策を整理して、 「アスベストが使用された建物に関する特別措置法」 を制定し、新たなアスベスト被害の発生を防止して いくべきだと考え、国民会議として、この間、国会 議員や政府関係者に意見として提案してきました。

#### ●吹き付けアスベストの現状

アスベスト建材には、飛散しやすい吹き付けアス ベストと飛散しにくいアスベスト含有建材がありま す。吹き付けアスベストは1975年に使用が禁止され ましたが、当時、アスベスト含有製品とはアスベス トを5%以上含むものと定義され、それ以下の濃度 で代替品として開発された吹き付けロックウールに

混ぜて使用することは続けられました。低濃度 (1%~5%程度) にアスベストを含んだ吹き付け口 ックウールの使用は1995年まで続きました。

日本では、2004年10月から、アスベストは建材と して製造使用することが禁止されました。また、昨 年7月から労働安全衛生法で、事業者に吹き付けア スベストのある建物には飛散防止措置を講ずること を義務付けられました。

昨年のクボタショック以後、日本政府は関係省庁 ごとに、自ら所管する建物について吹き付けアスベ ストの使用実態調査を実施しました。たとえば、文 部科学省が公立学校や私立学校、厚生労働省が病院 などの福祉施設、国土交通省が公立の集合住宅など 国や地方自治体の所有する施設と、民間の1000㎡以 上の大規模な建物についてというように、吹き付け アスベストの調査を命じました。調査の結果は各省 庁のホームページで公表されていますが、まとめて 1枚の表にしてみました。日本全国で、いかに多く の施設に吹き付けアスベストの存在が確認されたか がわかります。

#### ●民間施設の吹きつけアスベストに注目を

表を見てわかるように、1987年、88年に取り組ま れた学校施設の吹き付けアスベスト対策がずさんで、 今なお多くの吹き付けアスベストの存在が国公立、 私立を問わず確認されています。病院や福祉施設の 多くは民間です。面積が1000m以上の大規模な民間 の施設に吹き付けアスベストが存在しています。労 働安全衛生法の改正で何らかの対策を講じていなけ ればならないはずですが、多くは放置されてきたと 考えられます。今後、これらの除去工事が必要とな ります。新たなアスベストの飛散がないよう慎重に

国による吹き付けアスベスト実態調査結果のまとめ

調査した省庁	建物の種類	調査件数	吹き付けアスベストが確認された件数
国土交通省	鉄道駅 (会社数)	201	20
	バスターミナル	2253	4
	空港ターミナル	95	2
	政府の建物	84,215	698
	公共住宅	40,200	226
	民間建築物	256,025	11,851
厚生労働省	病院	7,809	2,275
	社会福祉施設	90,229	4,597
	公共職業能力開発施設	3,160	279
文部科学省	公立小、中、高校	43,588	4,137
	公立大学	107	30
	公立学校関係施設	27,828	175
	国立大学	148	106
	私立学校	16,886	2,414
	公立社会教育施設	27,267	937
	公立社会体育施設	32,489	515
	公立文化施設	3,577	267
	その他	29	19

#### 工事すべきだと考えます。

そこで、国民会議では、吹き付けアスベスト対策 のために、(1) アスベスト使用の有無の調査の義務 付け、(2)吹き付けアスベストの調査・届出の義務 化、(3) アスベスト使用の表示、(4) 吹き付けア スベストの除去年限の明確化、(5)室内のアスベス ト管理濃度基準の設定、(6) アスベスト除去事業者 の許可制の導入、(7)民間施設の除去工事への財政 支援、(8) 建物解体時等のアスベスト飛散・曝露防 止対策の強化などを盛り込んだ「アスベストが使用 された建物に関する特別措置法 | (仮称) の制定を提 言する予定です。

#### ●吹き付けアスベスト除去工事は要注意

昨年秋以降、国や地方自治体が補正予算化し、吹 き付けアスベストのある建物では、アスベストの除 去工事が行われはじめました。今年7月には新潟県 佐渡の小学校で、吹き付けアスベスト除去工事で養 生シートが破損し、生徒がアスベスト粉塵を吸い込 むような事故も起きています。サンドブラストを使 用した、かなりずさんな工事が行われたようです。 この夏休みを利用して各地で吹き付けアスベストの 除去工事が行われており、ずさんな工事が行われな いかきちんと監視する必要があります。また、除去 工事後のアスベスト廃棄物の処理についても、政府 が進める溶融処理が最善とは言えず、今後も引き続 き、最適な処理方法の開発が急がれます。 (続く)

# セミナー「プラスチックごみの ここが問題だ! 報告

2006年7月14日、東京大学の影本教授を講師にお迎えし、「プラスチックごみのこ こが問題だ!」というプラスチックごみ中継基地の問題を考えるセミナーを開催し ました。プラスチックごみ中継基地の問題に直面している地域の住民の皆さんもた くさん参加してくださり、プラスチックごみ問題への関心の高さがうかがわれまし た。以下に概要をお知らせします。

#### 容器包装リサイクル法とプラスチックごみ

柏市にある東京大学大学院新領域創成科学研究科 では、工学や理学だけでなく、法律や経済、社会学 などいわゆる文系の学問も含めて、学際的な研究を 行っています。私は、もともとは船舶工学の専門で すが、現在は、環境学研究系に属し、物理・化学・ 生態系の観点から地球環境工学の分野の研究を行っ ています。私の研究室では、学生が自分で研究テー マを見つけるのですが、廃プラスチックの問題も、 学生がテーマとして選んだことをきっかけに扱い始 めたものです。

今日は、プラスチック処理の問題点をお話します。 家庭から出る容器包装廃棄物は、廃棄物全体の容積 の6割に上ります。そこで、1995年に家庭から出る 容器包装のリサイクルを行うという内容の容器包装 リサイクル法が公布され、市民が分別して、市町村 が分別収集して、リサイクル業者がリサイクルをす るということになりました。

プラスチックは、特にかさばりますから、そのま ま運ぶことは非経済的です。そこで、自治体は、プ ラスチックを圧縮して、体積を小さくしてから、ト ラックで運ぶということを考えました。

#### 杉並病の発生

杉並中継所は、1996年4月から稼動した圧縮処理 施設です。杉並区で収集する不燃ごみの約半分はプ



講師:東京大学大学院新領域創成科学研究科 環境システム学専攻 影本 浩教授

ラスチックで、中継所において容積を8分の1に減容 し、年間あたり輸送トラック6400台を節約すること ができます。ところが、稼動直後から周辺住民に健 康被害が発生し、「杉並病」として社会的な問題とな りました。公害等調整委員会裁定委員会は、中継所 から排出された化学物質が原因であると認定をしま した。なぜ、プラスチックを燃やしているわけでは ないのに、圧縮することで有害な化学物質が排出さ れるのでしょうか。

#### プラスチックとは

そもそもプラスチックとは何でしょうか。プラス チックは、高分子です。高分子には天木綿や絹など の天然繊維、紙、皮などの天然高分子と、プラスチ ックや、合成繊維、合成ゴムなどの人工的な合成高 分子があります。高分子とは、低分子のモノマーと

いう小さな単位が線状(鎖状)に千個とか1万個と か、多数つながってできた巨大な分子量(1万以上) を持つ物質です。たとえば、ポリエチレンはエチレ ンモノマーが、ポリ塩化ビニルは塩化ビニルモノマ ーが、たくさんつながったものです。鎖状といって も、横一線ではなく絡まった糸のようにつながって いるので、途中で切れてしまった部分や、最初から つながっておらず、空隙となっている部分もありま す。一見同じプラスチックでも、実はモノマーのつ ながり方は、全く違っているのです。

モノマーがつながった高分子であるプラスチック は固体ですが、モノマー自体は、ほとんどは気体で す。ですから、プラスチックが、圧縮などなんらか の原因でモノマーの鎖が切れて、モノマーが数個、 一個の単位になると、気体になって揮発し、人間に 取り込まれやすい形になります。実際に使われてい るプラスチックでは、加工のために、添加剤が使わ れていますので、切り離されたモノマーが他の物質 と結びついて、思わぬ物質ができることもあります。

#### プラスチック摩擦実験

私の研究室では、ゴミの圧縮過程のように、プラ スチックに摩擦や圧縮などの機械的エネルギーを加 えると何が起こるのかという研究を行いました。

まず、プラスチックを摩擦させる実験では、ポリ スチレン、塩化ビニルなどの代表的なプラスチック を使用しました。イソブタンやブタン、アセトアル デヒドなど、杉並中継所周辺から検出されているの と同じような物質が発生しました。二硫化炭素やベ ンゼンなど人体に有害な化学物質も発生しました。

特徴的なこととしては、同じ実験をやっても違う 結果が出る、つまり再現性が非常に低いということ です。プラスチックは製造段階で、いろんな形の空 隙や添加剤の入り方など、同じ材料でも違いが出る ので、再現性が悪くても仕方ありません。複雑な現 象が起こります。

ポリスチレンの場合、高温で熱分解させた時は、 95%の割合で原料であるスチレンが検出されること から、摩擦実験における発生物質の組成と大きく異 なり、摩擦の場合には、熱分解とは別の反応が起き ていると考えられます。摩擦によって、もともと二 つずつついている電子が切り離され、フリーラジカ

ル(活性酸素と同様のもの)という、周りの物質と 化学反応を起こしやすい状態になっているのではな いかというメカニズムが推論されます。

この実験は、空気の中だけではなく、酸素を抜い た窒素だけの環境でも行いました。窒素の中では、 空気中の実験ほどさまざまな物質は発生しないので、 空気の酸化作用も関係していると思われます。他に も機械的エネルギーによる切断、環化、添加剤由来 なども考えられますので、ひとつのメカニズムだけ によって起こっているわけではないということは言 えます。

#### プラスチック圧縮実験

圧縮実験では、摩擦の起こりえない状態と、摩擦 の起こりうる状態で、直径30センチぐらいの筒にプ ラスチックを入れて直接的に圧縮をしました。ポリ エチレンの例では、摩擦と圧縮の場合では、ベンゼ ン、トルエンはどちらでも発生しましたが、その他 については、発生する物質が違うので、発生のメカ ニズムが違うのではないかと思われます。

実験的な事実としては、ある特定の日の杉並中継 所から検出された化学物質と実験で発生した化学物 質を比較すると、半分ぐらいは同じで、残りの半分 は違ったということです。実験は、純粋なプラスチ ックのみで行いましたが、ゴミには水分や金属等が 含まれているので、それらも複雑に影響するでしょ う。

#### プラスチックごみ中継所の問題点

プラスチックのリサイクルには、粉砕などの過程 があります。その過程でも、特に裁断では、機械的 なエネルギーがかかるので、実は、圧縮だけが問題 ではありません。圧縮減容、破砕、粉砕、裁断、R DF (固形燃料) 製造などでも、化学物質が発生し ているのではないでしょうか。

プラスチックごみの中継所は、これからもたくさ ん建設が計画されています。杉並だけではなく、日 本全体や世界の問題であり、また現代だけでなく将 来の問題です。杉並はプラスチック以外の不燃ごみ も集めていたから問題が起こったのであり、プラス チックのみを分別収集していれば有害な化学物質が 出ないということではありません。

## 容り法改正の概要と課題

#### 礒野 弥生 東京経済大学現代法学部教授

#### ●容リ法改正の経緯

この6月9日に懸案だった容器包装リサイクル法改正 法が成立し、15日に公布された。容り法は、自治体やリ サイクル団体の後押しもあって、1995年、個別製品につ いての初めてのリサイクル法として制定された。制定さ れた法律については、リサイクルシステムを形成すると いう点では広く支持を得たものの、リサイクル制度とし て最も重要な拡大生産者責任(以下、EPRとする。) が貫かれていないとして、批判を受けていた。そこで、 市民団体は、本法制定後も、容器包装のリサイクルに対 して、さまざまな議論あるいは制度要求をしてきた。

本法の制定後、循環型社会形成推進基本法が制定され、 その中でリサイクルにおけるEPRが明示された。改正 にあたっては、EPRにもとづく制度仕組みの改正がど こまで行われるか、が問われてきたのである。改正作業 が本格化する中で、生協などを中心に「容器包装リサイ クル法の改正を求める全国ネットワーク」をつくられ、 対案を持って政府に働きかけてきた。改正のための審議 会部会では市民グループから意見を聴いた。さらにパブ リックコメントで市民から多くの意見が提出された。他 方、経団連も同法改正については、意見書を提出し、こ れ以上の費用負担はできないとし、事業者としての自主 リサイクルの方向を積極的に提示してきた。

だが、審議会中間取りまとめの段階では、それなりに EPRの充実という方向が出されたものの、後に述べる ように、本年3月10日に閣議決定された法案では、当初 期待されていたEPRに基づく本格的な改正案ではなく、 小さな改正にとどまった。本改正法が成立するにあたっ ては、発生抑制を含む19項目にわたる付帯決議が付けら れたことも、本改正が、次の本格改正への中間改正であ ることを示している。

#### ●改正案の概要

本改正で中心的課題となってきた事項は次の通りであ

る。

- ① 現行法の目標が分別・リサイクルの促進にとどまっ ていたものを、発生抑制の推進制度としての容り法の 構築にきりかえる。
- ② EPR制度を徹底した制度とする。
- ③ そのために、消費者からの収集・保管の自治体負担 から容器・中身業者負担への移行する制度を構築す

発生抑制と排出抑制 改正前の目的条項では、「分別収 集及びこれにより得られた基準適合物の再商品化を促進 するための措置を講ずる」という条文が、「排出の抑制 並びにその分別収集」と、排出の抑制という文言が挿入 された。それに伴い、基本方針(3条2項1号、2号、 8号)、国・自治体の責務(5条、6条)、都道府県分別 収集促進計画 (9条2項) および市町村の分収集計画 (8条2項)にも、排出抑制が加えられた。これにより、 排出抑制がどのような方策で行われるか、具体的に国・ 自治体によって政策化されることとなった。

このように、発生抑制ではなく排出抑制になったため に、事業者に対する責務については、流通に係わる事業 者の責務に限定された。すなわち、「第4章 排出の抑 制」を新たに創設し、容器包装利用事業者(小売業等) に対して、主務大臣が容器包装の使用の合理化のために 取り組むべき措置に関する「判断の基準となるべき事項」 を定め(7条の4)、多量利用者に対して、この基準に 従って取り組んだ措置の実施状況を報告させ(7条の 6)、取り組みが著しく不十分な場合には勧告・公表・ 命令をすることができる (7条の7)、という規定を新 たに設けた。なお、主務大臣は判断基準を設けるときに は、環境大臣と協議しなければならず、環境大臣は必要 に応じて判断基準となるべき事項について意見を述べる ことができる。

その他、有償の容器包装を含むことを明記した。これ

で、有償であれ無償であれ、多量に容器包装を利用する 事業者に対して、容器包装の削減を求めることができる ことが明らかになった。

排出抑制に関して、新たに、環境大臣が民間人を委嘱 する容器包装廃棄物排出抑制推進員制度を創設した。同 委員は、排出抑制のための調査と啓発活動を行い、国・ 自治体の施策への協力する、というものである。審議会 の最終取りまとめにおいて、消費者の分別排出および排 出抑制についての具体的な取り組みが弱く、意識の向上 に行動が伴っていないことを指摘していたが、その対策 といってよい。

事業者の費用負担 EPRの徹底のためには、事業者が リサイクルに関する費用を負担することが求められる。 これまでの考え方は、再商品化は事業者の負担だが収集 保管は自治体の負担というものだった。改正法でも、費 用負担についての基本的な考え方を変更しなかった。わ ずかに変更した部分は、市町村による分別収集の質を高 めるインセンティブを与えるために、指定法人が当初想 定した資源化費用の額を下回った場合には、再商品化の 合理化への寄与の程度(市町村ごとの分別基準適合物の 質)を勘案して、想定額と実際にかかった費用の差額の 2分の1を当該自治体に交付することである(10条の 2).

再商品化義務を果たさない(費用を支払わない)フリ ーライダーをいかに絶つかも、事業者の適正な負担の観 点から重要である。これについては、罰金を「50万円以 下」から「100万円以下」に引き上げることによって対 処した。

本制度によるリサイクルの徹底 廃棄物処理・リサイク ル行政を担う自治体にとって、容り法によるリサイクル を採用するか否かは、それぞれの選択に委ねられてきた。 同制度によるリサイクルを選択しても、分別された容器 包装物を全て引き渡さない場合も多い。とりわけ、ペッ トボトルについては、自治体が業者に直接売り渡し、そ の結果大量のペットボトルが国外に輸出されていると、 本制度の欠陥が指摘されてきた。この対策として、主務 大臣の定める基本方針に、「分別収集された容器包装廃 棄物の再商品化のための円滑な引き渡し、その他の適正 な処理に関する事項」(3条2項4号)を定めることを 新たに加えた。

#### ●改正と今後の課題

発生抑制 確かに、リサイクル万能主義から排出抑制に

まで踏み込んだことで、過剰包装の削減という新たな施 策を取り込むこととなった。この施策自体は、求められ てきたことである。フリーライダー対策、輸出による汚 染輸出対策についても一定の目配りがなされた。

この改正では、このような点で一定の成果を上げつつ も、EPRを原則とした不要物の発生を最小限にとどめ る循環型社会の形成という点からすると、期待が裏切ら れたといってよい。発生抑制、つまり、生産者(中身製 造業者、容器包装製造者)のリユース製品へのインセン ティブを与えるには至らなかった。審議会の「中間取り まとめ | では、発生抑制及び再使用の推進を政策の第1 に挙げていることを考えると、最終取りまとめと法案の 段階で、消極的になってしまったのである。中間取りま とめでは、特定施設内でのデポジット制度や自主協定制 度などがあげられてきたが、このような自主的取り組み についても、明文化されずに終わってしまった。

たしかに、過剰な容器包装の利用の削減政策の中には、 無料レジ袋の禁止の施策など、発生抑制のつながるもの もある。これからの執行にあたっては、この方向で追求 できるものを追求し、発生抑制へ繋げていくことが必要 である。しかしなお、量的な削減のみ意味する「排出抑 制」ならば、必要な容器・包装をリユース製品に変える ような政策にはつながりにくいのである。今後の改正に あたっては、質的な抑制の意味をより明確に示す発生抑 制という用語に変更することが重要である。

費用負担 EPR原則による発生抑制の徹底について は、「中間取りまとめ」では、自治体が負担してきた収 集・保管費用の一部を、自治体費用の透明化などを条件 に事業者に負担させることを提言の方向としていた。し かし、2で述べたように、実際にかかった費用と想定費 用との差額の2分の1の費用の交付という程度に縮小さ れたのである。今回改正の限界である。この点も次回の 課題となった。次回の改正を促進するためにも、自主的 協定等で、デポジット制度や負担割合の変更を行う試み を、事業者、自治体、消費者団体・市民団体のレベルで 積極的に進めていくことが求められている。

安全な容器包装 EPRについてのもう一つの重要な側 面がある。それは、リユースしやすい容器包装というば かりではなく、原料、添加物についてより安全な容器包 装の利用を推進することである。この点については、基 本的に改正法の考慮の外にある。次回には、この点につ いても、議論し、規定を設ける必要がある。



#### 事務局から

会員拡大のためのご協力お願い ニュース見本・入会案内をお送りします

会員の方たちから、自分たちの周りの人たちにも国民会議の活動を知らせて会員拡大に 協力したいというお申し出を受けることがあります。大変ありがとうございます。ご希望 の部数を事務局にご連絡いただければ、最新のニュースレター・入会案内・振込用紙をセ ットでお送りいたします。国民会議の会員拡大にぜひご協力下さい。

#### 編集後記 広報委員会委員長 佐和洋亮

『お盆』

お盆は、ご先祖の霊を迎える仏事。現 世と彼の世のことを考える時。今年のお 盆。私が垣間見たふたつの世界。

夏休みの子供連れで混雑 《川の手線》 する車内。そこはイメージキャラクター の世界。壁面も天井の吊り広告も、更に 床までも漫画のキャラクターだらけ。車 体にまでその絵が書かれて、ひと列車全 部が広告に買い占められている。

以前にも、同じように、トマトジュー スの赤い缶の林に入り込んだような車内が苦労し、労働して作り出すものである。 で、不愉快になったことがあった。

ところで、車内放送で聞くことを事実 上強制される「とらわれの聞き手」とい う問題について、注目すべき裁判例があ る。

大阪市営地下鉄で、車掌が車内放送で 停車駅周辺の商店街などの案内(広告) をしたことが、乗客に対する人格権の侵 害(不法行為)かどうかということにつ いて、最高裁は、昭和63年、「人は、日 常生活において見たくないものを見ず、 聞きたくないものを聞かない自由を有し ている。これは広い意味でのプライバシ ーとされ、現代社会では、それを法的に 護られなければならない利益と見ること ができる。」と言い、そのケースでは、市 の財政再建のため駅周辺の企業を広告主 とした控えめな広告であり、乗客の受忍 の範囲を超えたプライバシーの侵害とま ではいえず違法ではないとした。

これに対して、電車の買い占め広告は、 放送と違って視覚に訴えるものではある が、公共輸送機関である電車に乗り合わ せた乗客全員を一つの広告の中に閉じ込 めるというのは、この裁判のケースより か人格権の侵害の度が強いのではないか。 日常的なこのようなコマーシャリズムの 押し付けに慣らされてはいけない。

《パパラギ》

南太平洋のサモアの酋長がヨーロッパ

を旅した時の手記。1920年にヨーロ ッパで出版され、我が国でも1981年 の初版から現在まで文明批判の秘かな人 気本とされている。

酋長は言う。「パパラギ(白人)は、私 たちのことについて、貧しくて不幸だ、 多くの援助と同情が必要だ、それは何も 物を持っていないからだ、と言う。

しかし、物とは何か。物にはふたつの 種類がある。一つは、椰子の実や、貝や バナナのように、あの大いなる心が創り 出すものである。いまひとつは、食事の 皿や、指輪などのようにたくさんの人間

見回してみなさい、遠く空と海とが一 つになるところまで、全ては大いなる物 に満ち溢れているではないか。野鳩やは ち鳥やオウムたちの住む原生林。ナマコ や貝やえび、その他の海の動物たちの住 む入り江。明るい顔と柔らかな砂の皮膚 を持つ海岸。海や青い大空。どうしてこ れらのものの上に、愚かにも、尚、それ 以上のものを作らなければならないのか。

サモア人の誰も、パパラギの誰でさえ、 未だかつて、一本の椰子の木さえも作っ たことがない。パパラギはそういうもの は作れると信じている。大いなる心と同 じように強いと思っている。物がたくさ んなければ暮らしていけないのは貧しい からだ。パパラギは貧しい。だから物に 憑(つ)かれている。物なしにはもう生き て行けない。」

文明社会に生まれ育った我々は、もは や、サモアの人たちのようには生きてい けない。しかし、この社会は、自然の破 壊や汚染をもたらし、商業主義・拝金主 義を作り出した。人の幸せとはどういう ことか。文明社会の人たちも、サモアの 人たちも、その時が来れば、皆同じよう に一生を終えて彼の世へ行く。

(参考文献、「パパラギ」岡崎照男/訳 立 風書房/発行)

#### ◎活動報告(06/4~06/7)

4月13日 常任幹事会開催 4月20日 事務局会議開催 5月11日 常任幹事会開催

5月12日 「鉛のリスク削減に関 する提言」を環境大臣、厚生労 働大臣宛に提出、各担当者と意

衆参議員環境委員会の国会議 員及び各政党あてに送付。

5月22日 「鉛のリスク削減に関 する提言」を文部科学大臣宛に 提出、担当者と意見交換

5月27日 子どもプロジェクト第 1回セミナー「今、子どもたち に何が起こっているか」開催

6月1日 アスベスト対策につ き、文部科学省担当者からヒア リング

「鉛のリスク削減に関する提 言」を経済産業大臣宛に提出、 担当者と意見交換

6月8日 常任幹事会開催 6月25日 子どもプロジェクト第 2回セミナー「子どもたちのア レルギーが増えている!」開催 7月1日 子どもプロジェクト第3 回セミナー「化学物質過敏症か ら子どもを守れ!」開催 7月13日 常任幹事会開催

7月14日 学習会「プラスチック ごみ処理ここが問題!」開催 7月22日~25日 常任幹事会合

ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議 提言と実行

ニュースレター 第42号

2006年9月発行

#### 発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策 国民会議 事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4階

TEL 03-5368-2735 FAX 03-5368-2736

編集協力・レイアウト

(有)総合工房キャップ

\*国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。